

写

30 消安第 3691 号
平成 30 年 10 月 22 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

旅客の携帯品からのアフリカ豚コレラウイルス遺伝子の検出に伴う飼養衛生管理基準遵守の再徹底について

アフリカ豚コレラに係る防疫対策については、本年 8 月 3 日の中国における発生を踏まえ、「中国におけるアフリカ豚コレラの発生に伴う豚及びいのししの所有者への飼養衛生管理基準遵守の再徹底について」（平成 30 年 8 月 3 日付け 30 消安第 2532 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、豚及びいのししの所有者に対する飼養衛生管理基準の遵守をお願いしてきたところです。

今般、動物検疫所において、中国からの旅客の携帯品から収去した畜産物（豚肉ソーセージ）に対し、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子検査を実施したところ、陽性が確認されました。その概要は別紙 1 のとおりです。

つきましては、アフリカ豚コレラの我が国への侵入防止に万全を期すため、生産者、畜産関係者等に対し、畜産関係者等の海外渡航自粛、衛生管理区域への病原体の持込み防止と消毒、早期発見及び早期届出等に関して、改めて指導の徹底をお願いします。

特に、今般の事例を踏まえ、アフリカ豚コレラウイルスの特徴に鑑み、豚及びいのししの所有者に対して、生肉を含み、又は含む可能性がある飼料を給与する場合は、加熱処理（摂氏 70 度以上で 30 分間以上又は摂氏 80 度以上で 3 分間以上）が適切に行われたものを用いるよう、改めて指導徹底をお願いします。その際は適宜、別紙 2 の資料及び当省ホームページで公開しております動画等を御活用ください。

今後も海外におけるアフリカ豚コレラの発生状況等の最新の情報を当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、関係者の指導等に御活用ください。

なお、動物検疫所では、旅行客を対象とした空港及び港における手荷物の検疫等を強化しているところですが、今回の遺伝子検査の陽性事例を受け、改めて関係機関への情報提供・注意喚起を行い、水際対策を徹底していることを申し添えます。